

# 耕作放棄地対策について

## 農村振興局

平成 2 0 年 1 月

農林水産省

## 目 次

・耕作放棄地対策のあらまし(平成21年度予算概算決定を中心として)	1
・耕作放棄地再生利用推進事業(平成20年度第1号補正予算)の概要	2
・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(平成21年度新規)の概要	3
・施策連携による耕作放棄地の再生・利用(組合せイメージ)	10
・「農地改革プラン」による農地の確保・有効利用の促進	11
(参考1)平成20年度第2号補正予算について	
・雇用対策予算(厚生労働省)の活用例	15
・地域活性化・生活対策予算(内閣府)の活用例	18
・「農」の雇用事業	21
(参考2)耕作放棄地全体調査について	
・平成20年度における耕作放棄地全体調査等のスケジュール	23
・耕作面積と耕作放棄地面積	24

# 耕作放棄地対策のあらまし(平成21年度予算概算決定を中心として)

## 耕作放棄地解消対策

### 再生利用に向けた基盤整備等の取組

耕作放棄地の再生・利用の取組に着手することとし、都道府県段階及び市町村段階の耕作放棄地対策協議会における体制整備や再生実証試験・実施計画策定等を支援

【耕作放棄地再生利用推進事業(新規) 25億円】

### 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援

#### 1. 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

##### ①再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)

- ・障害物除去、深耕、整地等  
荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a(取組初年度のみ)
- ・土壌改良  
2.5万円/10a(最大2年間)
- ・営農定着(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)  
2.5万円/10a(1年間)

##### ②施設等補完整備

- ・用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等

##### ③調査・調整支援

- ・農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等

##### ④指導支援

- ・①～③に取り組む主体に対する指導・助言等

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(新規) 206.5(0)億円】

#### 2. 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所)を支援

【農地有効利用支援補完整備事業(新規) 23.5(0)億円】

### 農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

【国営緊急農地再編整備事業(拡充)】

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充) 11(10)億円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充) 349(305)億円の内数】

【農地環境整備事業(拡充) 12(12)億円】

## 主要な関連施策

### 食料供給力向上対策

新規転作水田、調整水田、耕作放棄地等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産拡大を支援

- ・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)

大豆、麦、飼料作物→3.5万円/10a  
(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)  
・単収3俵以上の場合3千円/俵を加算)

米粉・飼料用米等 →5.5万円/10a  
(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間3年、1年))

- ・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

【水田等有効活用促進交付金(新規) 404(0)億円の内数】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 30(0)億円の内数】

### 飼料自給率向上対策

耕作放棄地等を放牧利用する取組を支援

【強い農業づくり交付金244(249)億円の内数】

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用を新たに要件とし、その補助率を別途設定

【草地畜産基盤整備事業 121(144)億円の内数】

### 農地の確保・有効利用の促進

農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、担い手等への利用集積その他農地利用調整の取組を支援

【担い手アクションサポート事業(拡充) 30(23)億円の内数】

【農地確保・利用支援事業(新規) 71(0)億円の内数】

## 耕作放棄地の発生防止

農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資する中山間地域等直接支払交付金の交付、農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【中山間地域等直接支払交付金 234(221)億円】

【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 231(256)億円】

# 耕作放棄地再生利用推進事業(平成20年度第1号補正予算)の概要

- 耕作放棄地対策の円滑かつ迅速な実施の確保のため、平成20年度第1次補正予算において、耕作放棄地の再生・利用に向けた体制の整備や詳細調査、障害物除去等の再生実証試験等を支援(21年度からの新対策実施に向け、全額国費で多様な用途に活用可能！)

## 事業内容

### (1) 都道府県耕作放棄地対策協議会

- ① 都道府県耕作放棄地対策協議会の体制整備
- ② 地域耕作放棄地対策協議会に対する指導・助言
- ③ 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及
- ④ 都道府県耕作放棄地再生利用推進計画(協議会の活動方針、都道府県・協議会構成団体の役割分担、②～③に係る実行計画)の策定

### (2) 地域耕作放棄地対策協議会

- ① 地域耕作放棄地対策協議会の体制整備
- ② 耕作放棄地の荒廃状況等の詳細調査、再生実証試験
- ③ 耕作放棄地再生利用のための検討会開催、制度・施策等の啓発・普及、農地利用調整活動
- ④ 地域耕作放棄地再生利用実施計画(大字単位等個々の地区における再生利用に向けた取組の内容及び主体、再生利用者、利用権設定等の予定、導入作物の候補・選定方針等)を策定(1区域でも可)

体制整備の打合わせ



詳細調査



再生の実証



耕作放棄地再生利用  
実施計画の策定

## 本事業の活用事例

### (1) 調査関係

- 土質、植生、根密度等の調査
- 所有者や耕作者の把握(不在地主、相続状況の調査、意向調査等)
- 仮登記がされた耕作放棄地の把握(コンサルを活用した登記事項証明書確認・整理等)
- 全体調査の補完・充実、地図購入
- 農地情報共有化の取組の一環としての耕作放棄地情報に係るGIS整備

### (2) 再生実証試験関係

- 必要な労力・機械、適当な人員体制や作業工程を把握するために実証的・試験的に行う耕作放棄地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良等
- 鳥獣被害防止施設の設置(上記と同様の目的で設置する場合の他、設置ほ場と未設置ほ場の比較検証による効果PR・耕作放棄地解消機運醸成のために行うもの等を含む。)

### (3) その他

- 農地利用調整に係る農業委員その他への賃金
- 耕作放棄地の再生作業に使用する機械・器具(草刈機、モア、サイドカッター等)の購入
- 各種検討会、寄り合いの開催 等々

## 事業実施主体等

- (1) 実施主体: 耕作放棄地対策協議会 (2) 交付率: 定額

# 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(平成21年度新規)の概要

○ 貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに付帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援

## 現状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下  
504万ha(95年) → 469万ha(05年)  
97.7% → 93.4%



## 課題

- 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
  - ・一度荒廃した土地は利用困難
  - ・病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
  - ・廃棄物の不法投棄等



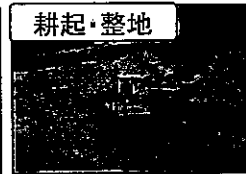
## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,650百万円

### (1)耕作放棄地再生利用交付金(195.1億円)

- 再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)
  - ・障害物除去、深耕、整地等に対する支援  
荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a(取組初年度)
  - ・土壌改良に対する支援  
2.5万円/10a(最大2年間)
  - ・営農定着に対する支援(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)  
2.5万円/10a(1年間)
- 施設等補完整備(補助率1/2等)  
用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備

### (2)耕作放棄地再生利用推進交付金(11.4億円)

- 都道府県協議会推進事業(定額)  
地域協議会に対する指導・助言等
- 地域協議会推進事業(定額)  
荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等



- ・実施期間 : 平成21~25年度
- ・実施主体 : (1)①②、(2)② 地域耕作放棄地対策協議会  
(2)① 都道府県耕作放棄地対策協議会

## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の実施要件等(案)

### 前提条件

- ・ 都道府県協議会・地域協議会が設立されていること。
- ・ 地域協議会が、再生利用活動や耕作者の確保(見込みを含む。)等に係る計画(耕作放棄地再生利用実施計画)を定めていること。
- ・ 所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む。)、再生利用活動の取組初年度(障害物除去等)から5年間以上の耕作が見込まれること。(賃貸借、使用貸借、所有権移転、農作業受委託等)
- ・ 所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度(障害物除去等)からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を、所有者が負担(地域協議会が徴収)すること。

### 対象農地

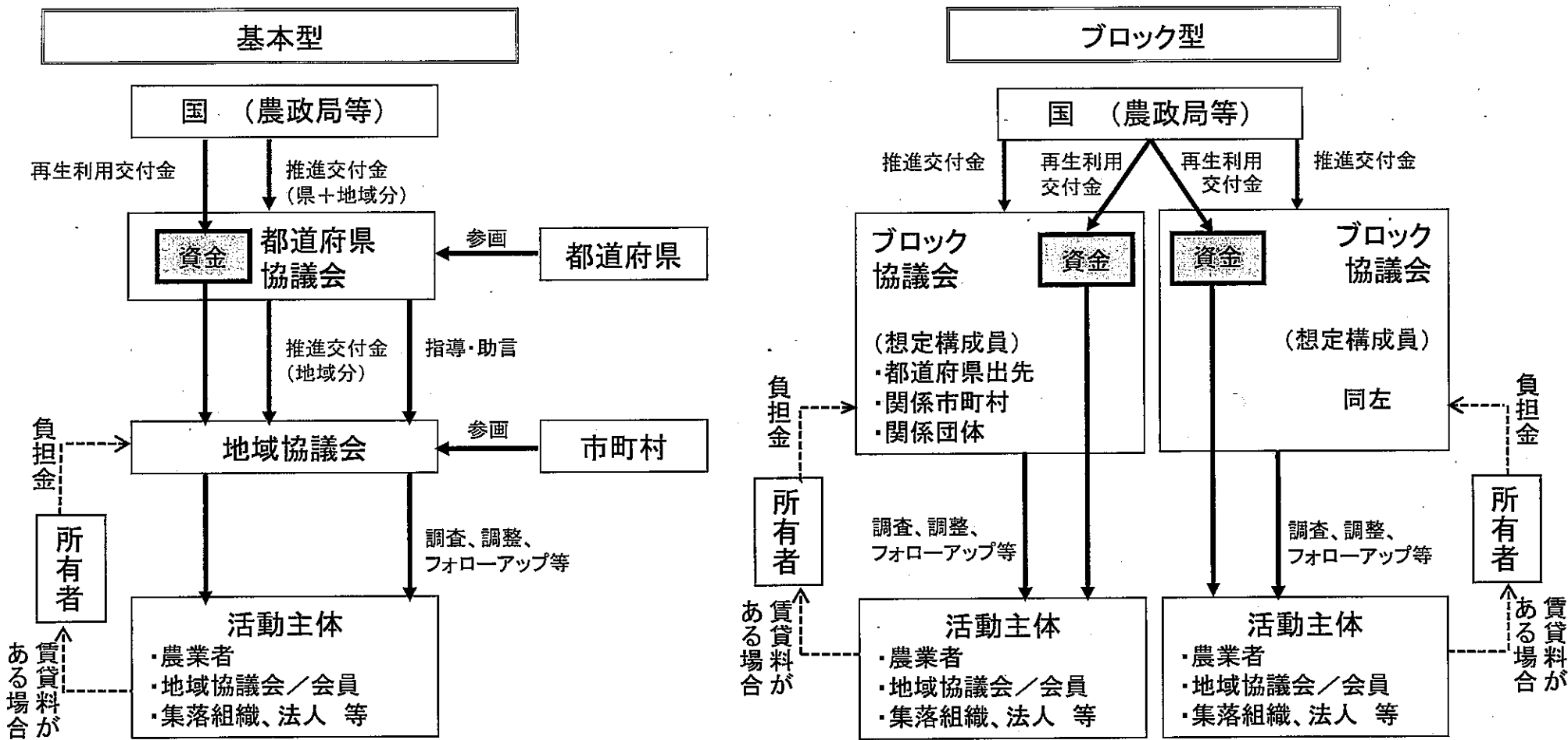
- ① 農振農用区域内の農地であること(市民農園、教育ファームについてはこの限りでない)。
- ② 作物の栽培を行うに当たり「障害物除去・深耕・整地等」に一定以上の労力と費用を投入する必要があること。
- ③ 「施設等補完整備」については、②と一体的に整備することが必要な隣接農地を含むことができる。

### 国・地方等の連携

- ① 耕作放棄地対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。
- ② 地方公共団体は、耕作放棄地対策の推進に当たり適切な役割を果たすほか、耕作放棄地対策協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うものとする。

# 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付の流れ(案)

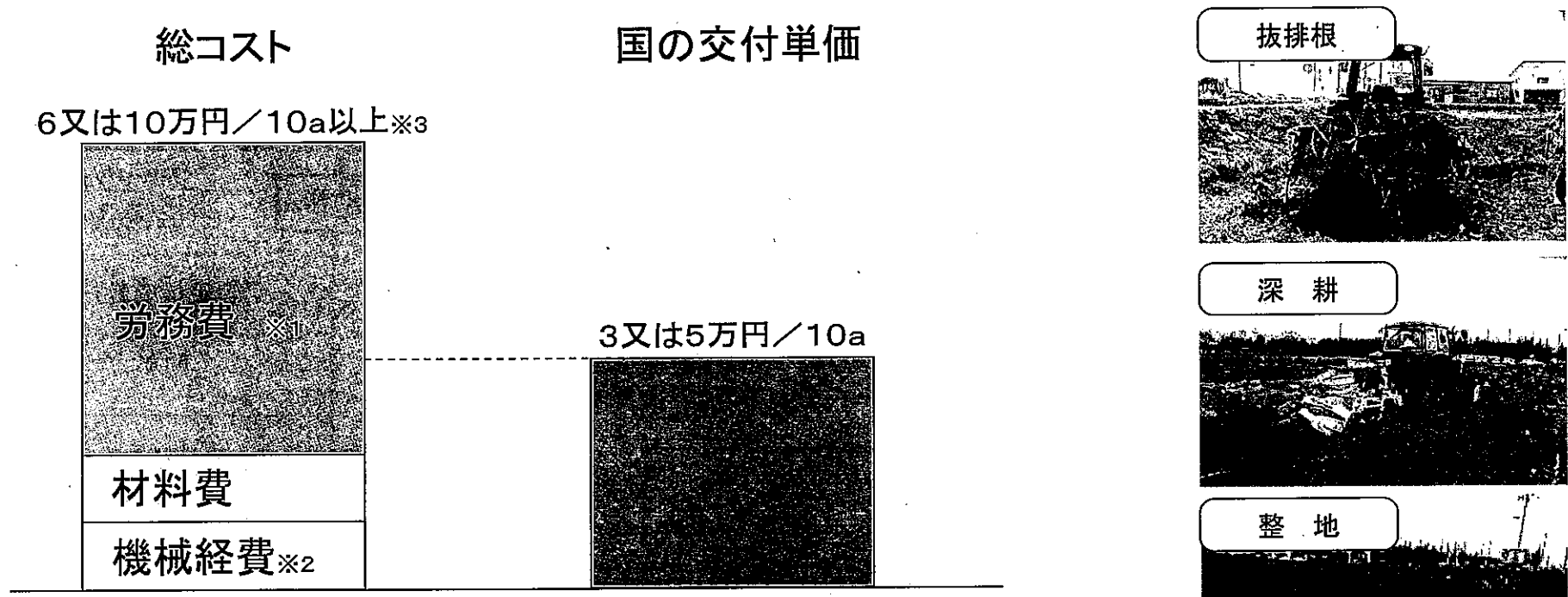
- 国は、都道府県協議会又はブロック協議会に資金を造成
- 都道府県耕協議会(資金管理主体)は、地域協議会の交付申請に基づき交付金を交付
- 地域協議会は、所有者に賃借料収入がある場合、所有者と協議して定める額(原則は賃貸料5年間分相当額)を徴収



耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 206.5億円	耕作放棄地再生利用交付金(活動費) 195.1億円
	耕作放棄地再生利用推進交付金(事務費) 11.4億円

# 「障害物除去・深耕・整地等」に対する面積当たり定額交付の考え方

- 人力、農業用機械、重機を用いて障害物除去(刈払、抜排根等)・深耕・整地等を行うことを想定し、荒廃の程度に応じて行う各種作業の参考単価により、10a当たりの直接工事費を「6～10万円」又は「10万円以上」に区分(別紙1参照)
- 国は、荒廃の程度に応じ、10a当たり3万円又は5万円を交付(下図参照)
- 地域協議会は、「障害物除去・深耕・整地等」の終了後に、実際に要した総コストを確認(別紙2参照)



※1. 「労務費」には、日当支払の有無を問わず、換算労務費(活動主体の労務を費用換算したもの)を含めて計上することができる。

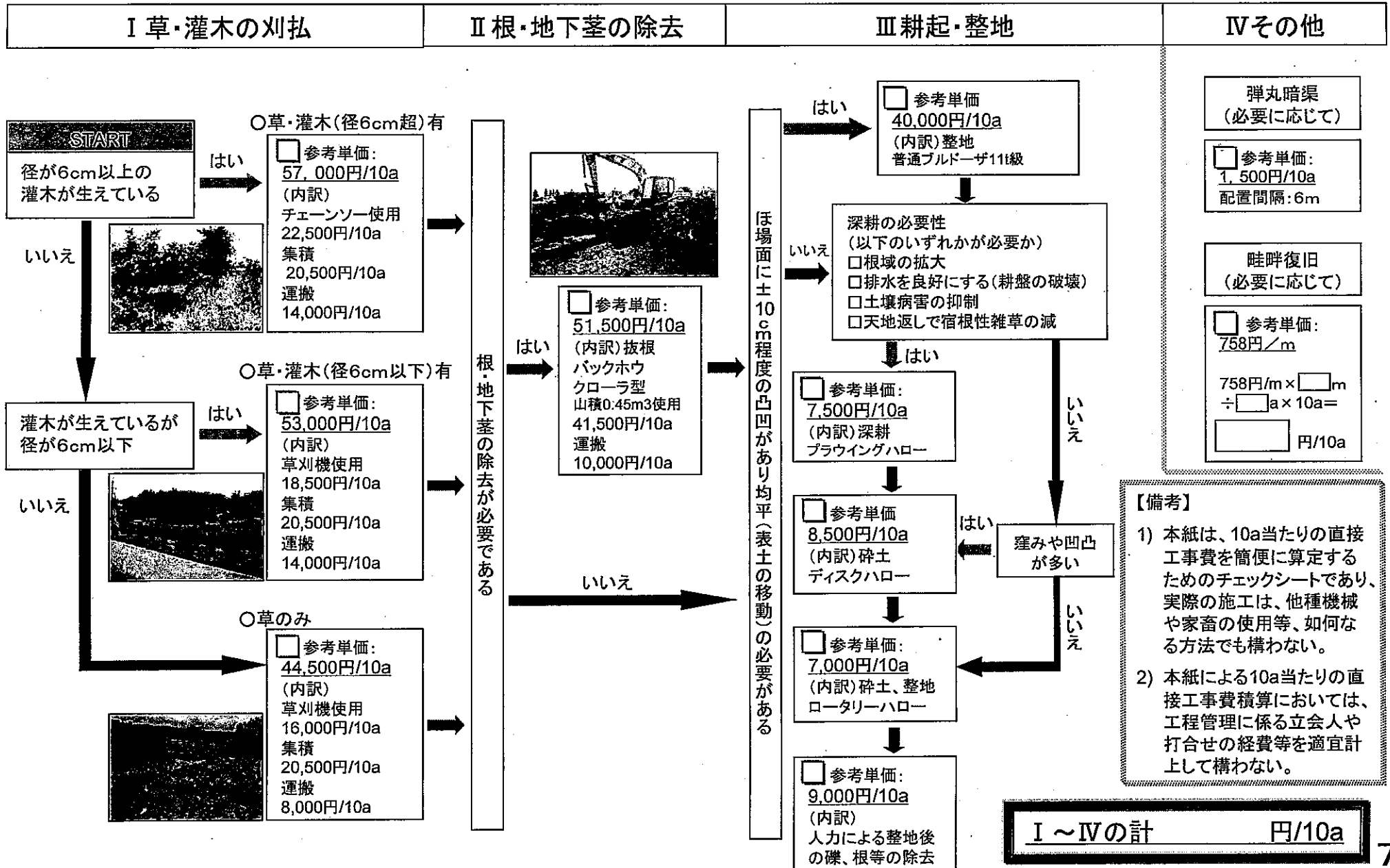
※2. 「機械経費」には、自己所有等機械の換算損料を含めて計上することができる。

※3. 「総コスト」と「国の交付単価」の差分については、活動主体の労務提供によるほか、地方公共団体の支援(義務ではない)や所有者負担金(地域協議会と協議して定める額)等を充てることが考えられる。なお、耕作放棄地対策に係る地方単独事業については、21年度より、普通交付税(基準財政需要額)の単位費用に算入されることとなっている。



# 別紙1

## 再生利用活動「障害物除去・深耕・整地等」の「荒廃の程度」の区分(チェックフロー)(案)



# 別紙2

## 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)に係る実績確認(案)

- 面積当たり定額の交付金交付に係る妥当性確認のため、再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)については、地区毎に実績を確認
- その方法は、
  - ① 地域協議会が活動主体となる場合は、地域協議会が実績を整理
  - ② 地域協議会から交付金の交付を受けた農業者等が活動主体となる場合は、農業者等が実績を整理し、地域協議会が確認

### 地域協議会が活動主体となる場合(様式案)

#### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)実績報告書(案)

〇〇地域協議会長

実施期間 21年〇月〇日～〇月〇日  
 活動場所 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇地内  
 対象面積 〇〇a

活動の実施に要した費用(換算労務費を含む。)

項目	種類、数量、価格など	支出額(千円)	備考
材料費		〇〇	
機械経費 (リース代等)		〇〇	
工事雑費 (保険料等)		〇〇	
請負費		〇〇	
委託費		〇〇	オペレーター
換算労務費	時間×単価 96時間×〇〇円/時間	〇〇	普通作業員相当
うち日当等 支払分		〇〇	
合計		〇〇〇	
10a当たり費用		150	

注:1) 換算労務費は、労務単価(普通作業員等)に延べ作業時間の実績を乗じて算出  
 2) 国の交付単価が、10a当たり費用の1/2を下回っていることを確認

#### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)状況写真整理帳(案)

地域協議会 〇〇地域協議会

実施年月日	平成21年〇月〇日
活動内容	
実施状況がわかる写真を添付	

#### 領収書整理帳(案)

地域協議会名: 〇〇地域協議会

<b>1</b> 領収証 〇〇地域協議会 様 ¥〇〇〇,〇〇〇- 但し、〇〇〇として。 平成21年〇月〇日 (株)〇〇〇〇〇 印	<b>2</b> 領収証 〇〇地域協議会 様 ¥〇〇〇,〇〇〇- 但し、〇〇〇として。 平成21年〇月〇日 (株)〇〇〇〇〇 印
--	--

#### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)参加者名簿(案)

地域協議会名: 〇〇地域協議会

実施期間: 21年〇月〇日～〇月〇日  
 活動場所: 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇地内  
 対象面積: 〇〇a

氏名	所属	作業時間	備考	確認
××××	●●市町村	4時間	立会	××
××××	●●農業委員会	8時間		××
××××	●●農業委員会	8時間		印
××××	●●農業公社	8時間		印
××××	●●農業協同組合	8時間		××
⋮	⋮	⋮		⋮
××××	●●土地改良区	8時間		印
××××	●●土地改良区	8時間		印
××××		8時間		印
計 12人		96時間		8

## 農業者等が活動主体となる場合(様式案)

### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)実績報告書(案)

〇〇地域協議会長 殿

活動主体名: 〇〇集落営農組織

実施期間 21年〇月〇日~〇月〇日

活動場所 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇地内

対象面積 〇〇a

活動の実施に要した費用(換算労務費を含む。)

項目	種類、数量、価格など	支出額(千円)	備考
材料費		〇〇	
機械経費 (リース代等)		〇〇	
工事雑費 (保険料等)		〇〇	
請負費		〇〇	
委託費		〇〇	
換算労務費	時間×単価 9.6時間×〇〇円/時間	〇〇	普通作業員相当
うち日当等 支払分		〇〇	
合計		〇〇〇	
10a当たり費用		150	

注:1) 換算労務費は、労務単価(普通作業員等)に延べ作業時間の実績を乗じて算出  
2) 国の交付単価が、10a当たり費用の1/2を下回っていることを確認

### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)状況写真整理帳(案)

活動主体名: 〇〇集落営農組織

実施年月日	平成21年〇月〇日
実施状況がわかる写真を添付	活動内容

### 領収書整理帳(案)

活動主体名: 〇〇集落営農組織

<p><b>1</b></p> <p>領収証</p> <p>〇〇集落営農組織 様</p> <p>¥〇〇〇,〇〇〇- 但し、〇〇〇として。</p> <p style="text-align: right;">平成21年〇月〇日 (株)〇〇〇〇 印</p>	<p><b>2</b></p> <p>領収証</p> <p>〇〇集落営農組織 様</p> <p>¥〇〇〇,〇〇〇- 但し、〇〇〇として。</p> <p style="text-align: right;">平成21年〇月〇日 (株)〇〇〇〇 印</p>
--	--

### 再生利用活動(障害物除去・深耕・整地等)参加者名簿(案)

活動主体名: 〇〇集落営農組織

実施期間: 21年〇月〇日~〇月〇日  
活動場所: 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇地内  
対象面積: 〇〇a

氏名	所属	作業時間	備考	確認
×× ××	〇〇集落営農組織	8時間		××
×× ××	〇〇集落営農組織	8時間		印
×× ××	〇〇集落営農組織	8時間		印
×× ××		8時間		印
⋮		⋮		⋮
×× ××	〇〇市町村	4時間	立会	印
×× ××		8時間		印
×× ××		8時間		印
計 12人		96時間		

# 施策連携による耕作放棄地の再生・利用(組合せイメージ)

## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (206.5億円)

○ 再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)

- ① 障害物除去、深耕、整地等の支援  
荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a (取組初年度のみ)
- ② 土壌改良の支援  
2.5万円/10a(最大2年間)
- ③ 営農定着の支援(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)  
2.5万円/10a(1年間)

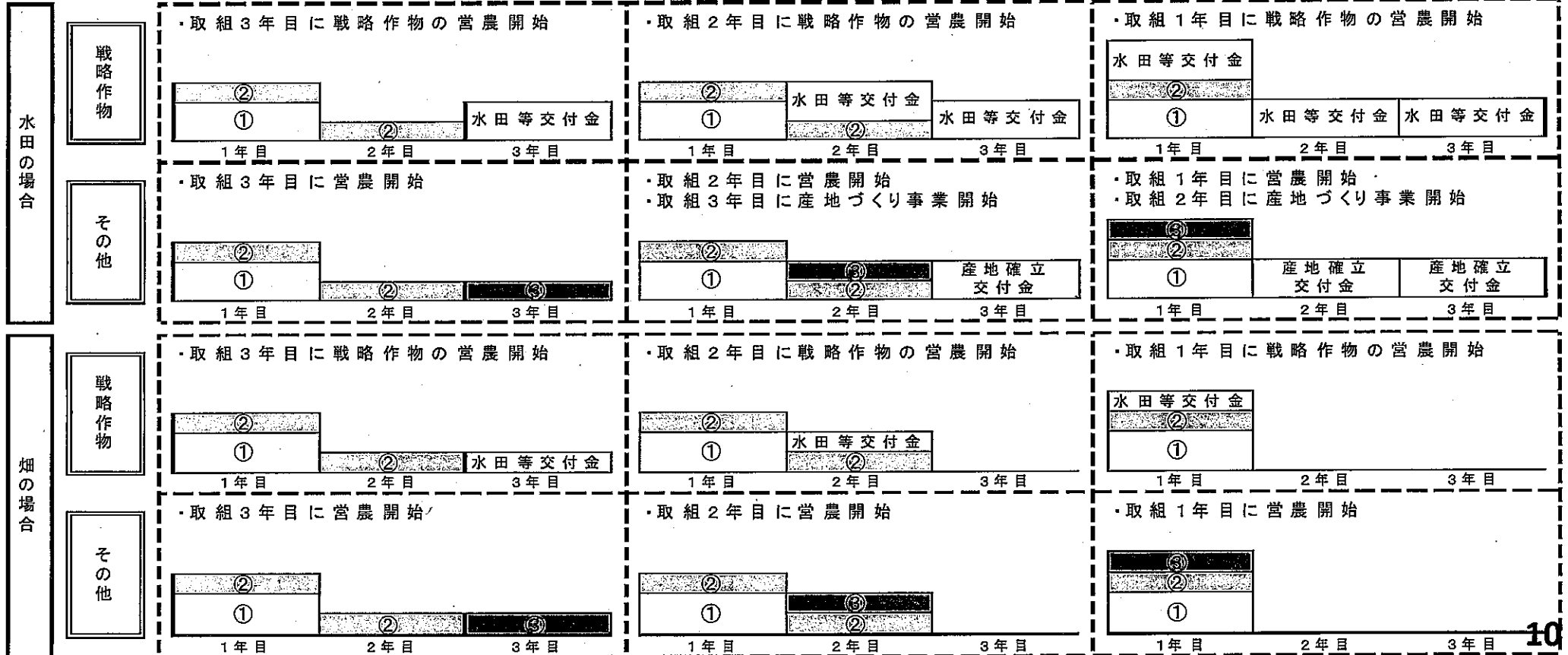
## 水田等有効活用促進交付金 (404億円)

(水田の場合)

- ・ 転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)  
大豆、麦、飼料作物 → 3.5万円/10a  
(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)  
<単収3俵以上の場合3千円/俵を加算>
- 米粉・飼料用米等 → 5.5万円/10a  
(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)  
(水田裏作への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間3年))

(畑の場合)

- ・ 畑不作付地への大豆・麦・飼料作物の作付拡大に対して1.5万円/10a(助成期間1年)を助成
- ・ (水田・畑作経営所得安定対策の対象者)上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定
- ・ 戦略作物以外の作物については、産地確立交付金で助成(地域で対象作物と助成単価を設定)



# 「農地改革プラン」による農地の確保・有効利用の促進

## 農地改革プラン (H20.12.3)

穀物価格の高騰  
や輸入食料品の  
安全性への不安

食料の多くを海外に依存して  
いる我が国においては、国内の  
食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活  
用する対策や地域に  
おける担い手の育成・  
確保対策を一層促進

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての  
農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

我が国の農地面積  
はピーク時の約7割  
の水準にまで減少  
昭和36年:609万ha  
平成20年:463万ha

農地転用期待

農業生産による収  
益水準を上回る農  
地価格

十分に進まない集  
積・規模拡大

規模拡大しても農  
地が分散錯雑

耕作放棄の増加

### 農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

#### ◇農地転用規制の厳格化

- ①農地転用許可対象の拡大(病院、学校等の公共施設の設置)
- ②違反転用に対する罰則の強化
- ③都道府県が行う2ha以下の転用許可事務に関する国の指示

#### ◇農用区域内農地の確保

- ①農用区域からの除外の厳格化
- ②都道府県に対する農用区域内農地の確保に向けた国の指示

※今回措置する農地確保施策の実施状況を踏まえ、5年後を目途に国と地方公共団体との適切な役割分担について検討

転用期待の抑制

### 制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

#### ◇農地の権利を有する者の責務の明確化

農地の権利所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け

#### ◇農地を利用する者の確保・拡大

農地の適正利用を確保した上で、農業生産法人以外の法人について賃借による参入を可能に等

#### ◇農地の面的集積の促進

公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等についての委任を受け、これらの者に代理して農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組みを全ての市町村で導入

#### ◇遊休農地対策の強化

全ての遊休農地を対象に対策が講じられるようにする等有効利用を徹底する仕組みへ見直し

#### ◇農地税制の見直し

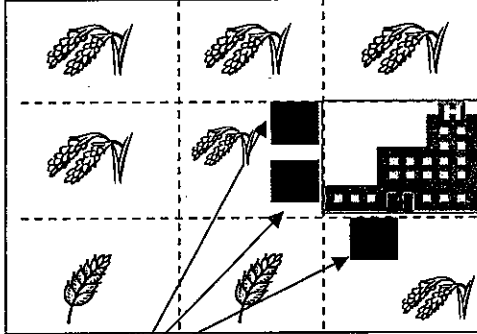
意欲のある者に農地が集まることにより、国内の食料生産の増大を通じて国民に対する食料の安定供給を確保

利用に着目した農地制度

※上記措置においては農業委員会が重要な役割を果たしていることに鑑み、これら農地改革の実施過程において、農業委員会の活動状況を検証

# これ以上の農地面積の減少を食い止め、農地を確保！！

(優良な農地が無秩序に転用される)



(病院)

(薬局、店舗等)



農家A

せっかく規模拡大したのに、地主から農地を返せと言われて残念。

建物と農地が混在すると、生産効率が落ちるなあ。

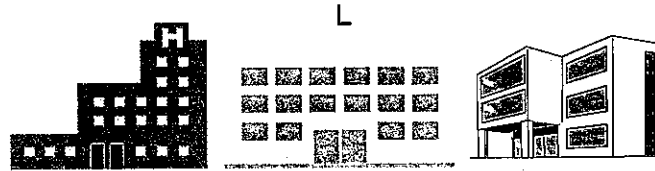


消費者A

これだけ農地が減ってしまえば、日本の食の未来が心配だわ。

こうします

○病院、学校等の公共施設も農地 転用許可対象に

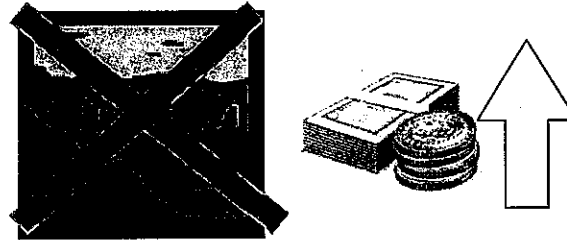


(病院)

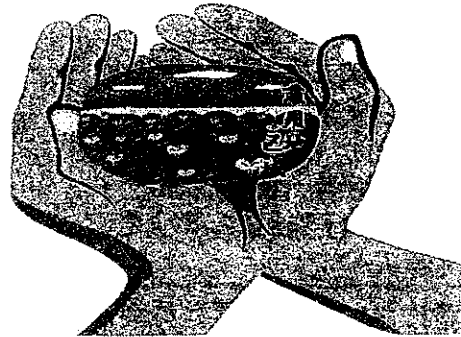
(学校)

(役場)

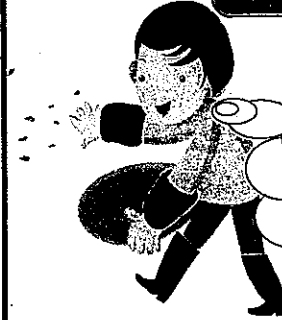
○違反転用に対する罰則の強化



○農用区域からの除外の厳格化等【農用区域】



こうなります



農家B

これで安心して規模拡大ができるわ！



消費者B

食料生産力が確保され、日本の食の未来も安心だね。

国産を食べる機会が増えるかしら。



B開発

農地を開発(転用)しにくくなったなあ。

# 農地を貸しやすく、借りやすくすることで農業を活性化！！

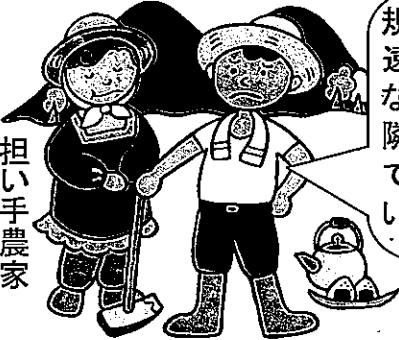
いま

農地所有者



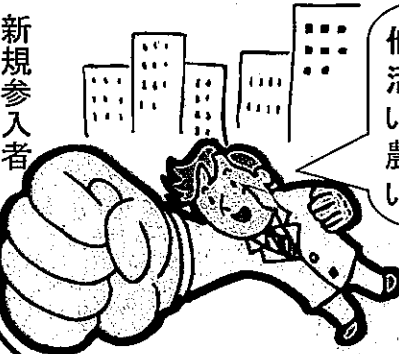
息子は東京から戻って来ないし、歳だから農地は誰かに任せたいんだけど、貸したら戻ってこないんじゃないかと不安が...

担い手農家



規模拡大したいけど、遠い農地だと負担になる...  
隣の農地は、使われてないけど借りられないものか...

新規参入者



他産業のノウハウを活かした農業をやりたいんだけど、なかなか農地を貸してもらえない...

こうします

安心して農地を貸していただけます！

⇒ 地域で信用力のある機関が農地を一括引き受け

バラバラの農地を面的にまとめます！

⇒ 全国の市町村で多数の農家から農地を引き受けて担い手に再配分

どなたに対しても農地を借りやすくします！

⇒ 農地の貸借要件の規制を緩和

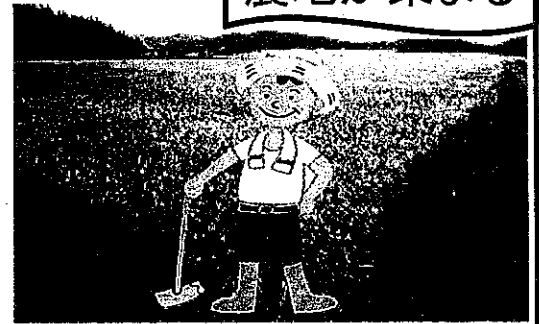
⇒ 貸出物件情報を全国どこからでもアクセス可能に

耕作放棄地の利用を調整します！

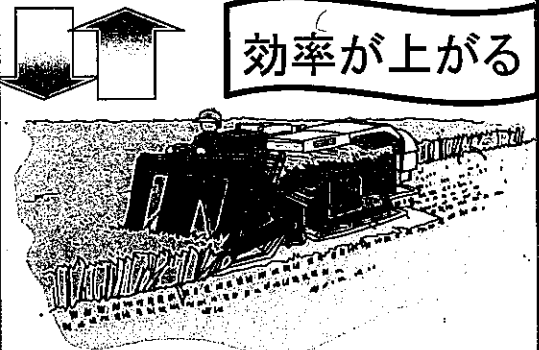
⇒ 耕作放棄地対策を強化

こうなります

農地が集まる



効率が上がる



利用者が増える



# 参 考 1

平成20年度第2号補正予算について



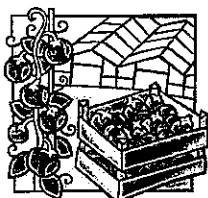
# 雇用対策予算(厚生労働省)の活用例

## ふるさと雇用再生特別交付金(P15参照)



「ふるさと雇用再生特別交付金」が使えますよ。今後の地域発展に役立つ事業を求職者等を雇い入れて実施する場合に、必要な費用を支給します。

周りの農家にも声をおかけして、きっそくやってみよう!



- 農産物直売所を開業し、地域の求職者を雇用
- 耕作放棄地での営農展開に伴う新規雇用



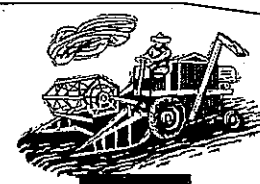
みんな新鮮な野菜を喜んでくださるわ。働いてくれる人たちも生き生きしているし、地域も明るくなって良かったわ。

## 緊急雇用創出事業(P16参照)



「緊急雇用創出事業」が使えますよ。非正規労働者等の次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出に対して、支援を行います。

食料自給力の向上にもつながるし、いい機会だ。やってみよう!



- 市町村が耕作放棄地の草刈り等の事業を実施

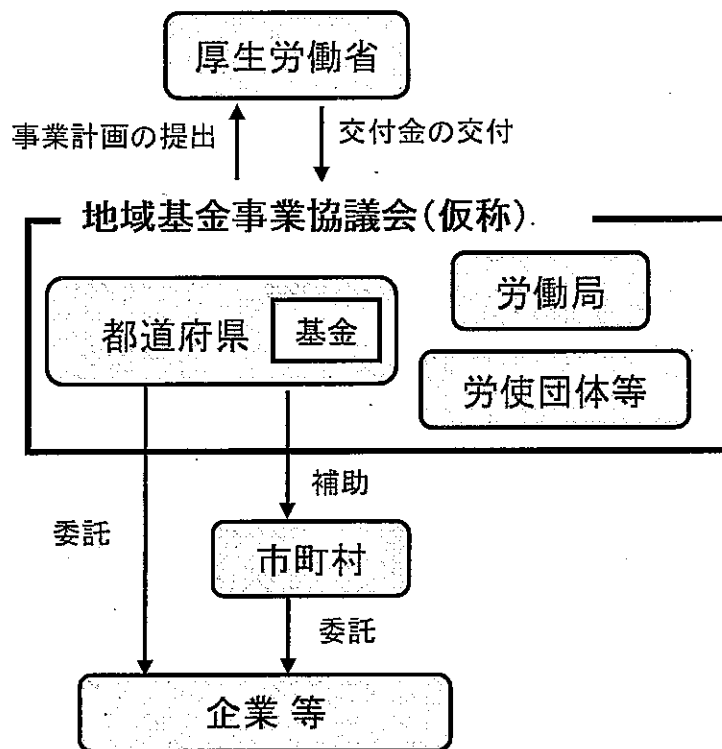


これで今年の営農時にはこの農地を使えるぞ! 草刈りを頑張ってくれた若者も新しい仕事が決まったし、良かった。

# ふるさと雇用再生特別交付金

現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

## 実施スキーム



## 交付金事業の内容

地域の当事者から成る協議会が、当該地域内で現在ニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(実施期間:1年以上3年以内)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業 等

(事業の実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。

## 正規雇用化のための措置等

・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

## 交付金の規模・雇用創出効果

予算額 2,500億円  
雇用創出効果 3年間で最大10万人

## 実施地域等

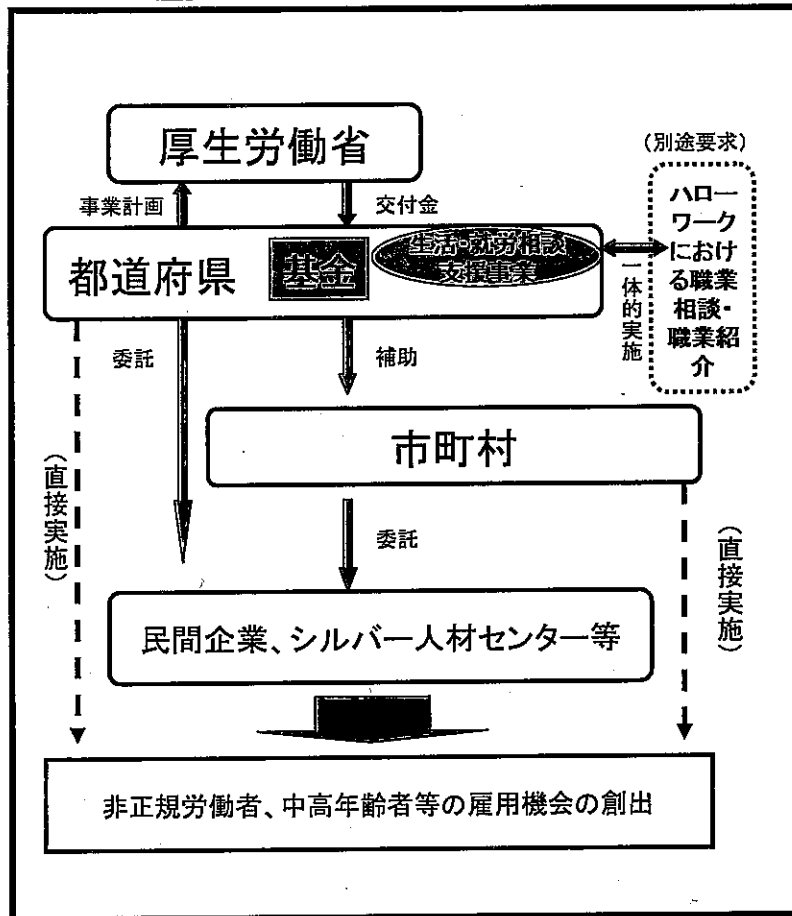
・基金は47都道府県に造成することとし、雇用失業情勢に重きを置いて配分する。

# 緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が下降局面にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業(仮称)を実施する。

## 概念図

## 事業の内容



企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。  
(基金の有効期間:3年以内)

(具体的な事業イメージ)

- 環境・地域振興 : 森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- 介護・福祉 : 高齢者等に対する介護補助を行う事業
- 教育 : 補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- 防災・防火 : 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が8割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

- ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施

(事業の規模等)

- ・要求額 1,500億円(一般会計)
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国

# 地域活性化・生活対策予算(内閣府)の活用例

## 地域活性化・生活対策臨時交付金(P19-20参照)

○農地の有効利用、農業生産の振興による地域活性化を図るため、

(1) きめ細やかな基盤整備(例えば耕作放棄地の復旧作業等)に必要な重機や農業用機械

(2) 基盤整備や復旧作業を行った農地において、新たな営農体系を確立する上で(規模拡大や新規作物の導入等に)必要となる農業用機械を調達し、当該機械を地域において活用

※農林水産省の平成21年度予算「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」等と連携し、耕作放棄地の再生・利用の取組をより効率的・効果的に推進

(具体例)



## 地域活性化・生活対策臨時交付金の概要

「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において交付金制度を創設する。

1 補正予算計上額 6000億円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室)  
ただし、各府省に移し替えて執行

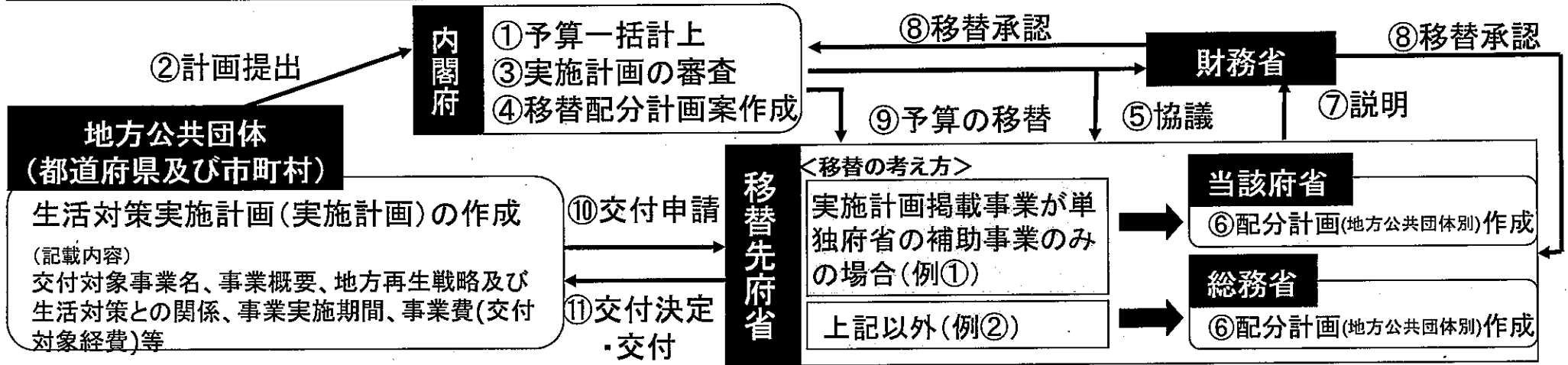
3 交付対象等

- (1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体(財政力指数1.05未満の団体に限る)
- (2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付する。
- (3) 交付限度額: 地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づき設定する。
  - (都道府県分)2,500億円程度 (市町村分)3,500億円程度
  - 地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体に配慮
  - 離島や過疎等の条件不利地域等に配慮

4 使途 地域活性化等に資するインフラ整備など実施計画に計上された事業に充当

# 地域活性化・生活対策臨時交付金

地方公共団体が、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改定）又は「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に対応した事業）を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において、交付金制度を創設する。



## 交付対象

地域活性化等のため地方公共団体が実施計画に基づき実施する事業に対する以下の経費。

### 「地方再生戦略」のメニューに沿った事業

- ・ 地域成長力強化(農林水産業再生、地域産業活性化、観光交流等)のための施策
- ・ 地域生活基盤の確保(医療・福祉、情報通信、生活交通等)のための施策等

### 「生活対策」のメニューに沿った事業

国庫補助事業



地方単独事業



## 移替例

	実施計画	交付限度額(※)	移替先省庁
例①	A省補助事業① A省補助事業② A省補助事業③		A省
例②	A省補助事業① B省補助事業① B省補助事業② 地方単独事業		総務省

## ※ 交付限度額

地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づいて設定(地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体、離島や過疎等の条件不利地域等に配慮)

(都道府県分) 2,500億円程度 (市町村分) 3,500億円程度

# 「農」の雇用事業

～就農希望者の雇用に向けた研修実施を支援します～

平成20年度補正予算額：1,661百万円

## 1. 事業内容

若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の我が国農業の担い手の確保・育成を図るため、農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修(OJT研修)に要する経費の一部を支援します。

## 2. 支援内容

○研修に要した経費について、最大で月9.7万円を12ヶ月間助成します。

<支援対象となる主な経費>

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の労災保険料、資料印刷 等

○農業法人等への就業希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

○農業法人等の指導者の方々を対象に、指導能力の向上に向けた研修会を開催します。

実施総数：1,000人



## 3. 支援要件・手続き

○本事業は、平成21年度までに研修を開始される方を対象とします。

※ 具体的な募集時期や方法については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

○事業を実施するための主な要件は次のとおりです。

- ①就農希望者を雇用する意向のある農業法人または農家の方となります。
- ②就農希望者に対して、農業技術・経営手法等を習得させる研修を行っていただきます。
- ③就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入していただきます。

※要件の詳細については現在検討中です。

<事業実施の流れ>



※申請内容を審査し、事業実施者を決定します。

## 4. 担当部局

経営局 人材育成課 就農増進班 (電話 03-3502-6469)

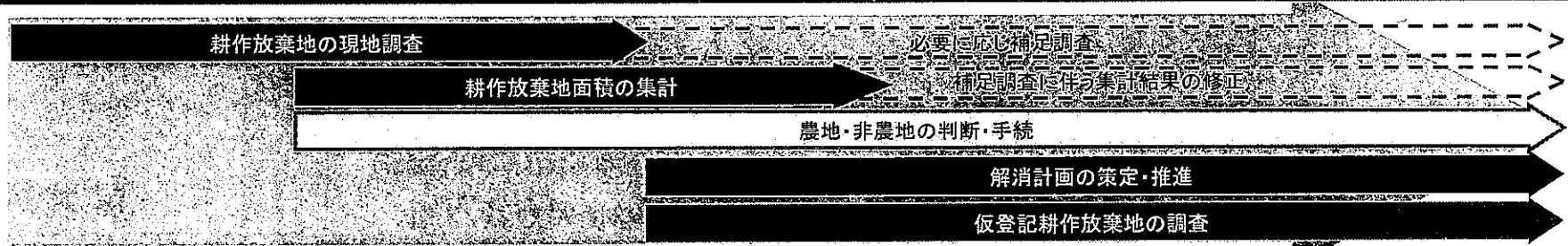
# 参 考 2

耕作放棄地全体調査について



# 平成20年度における耕作放棄地全体調査等のスケジュール

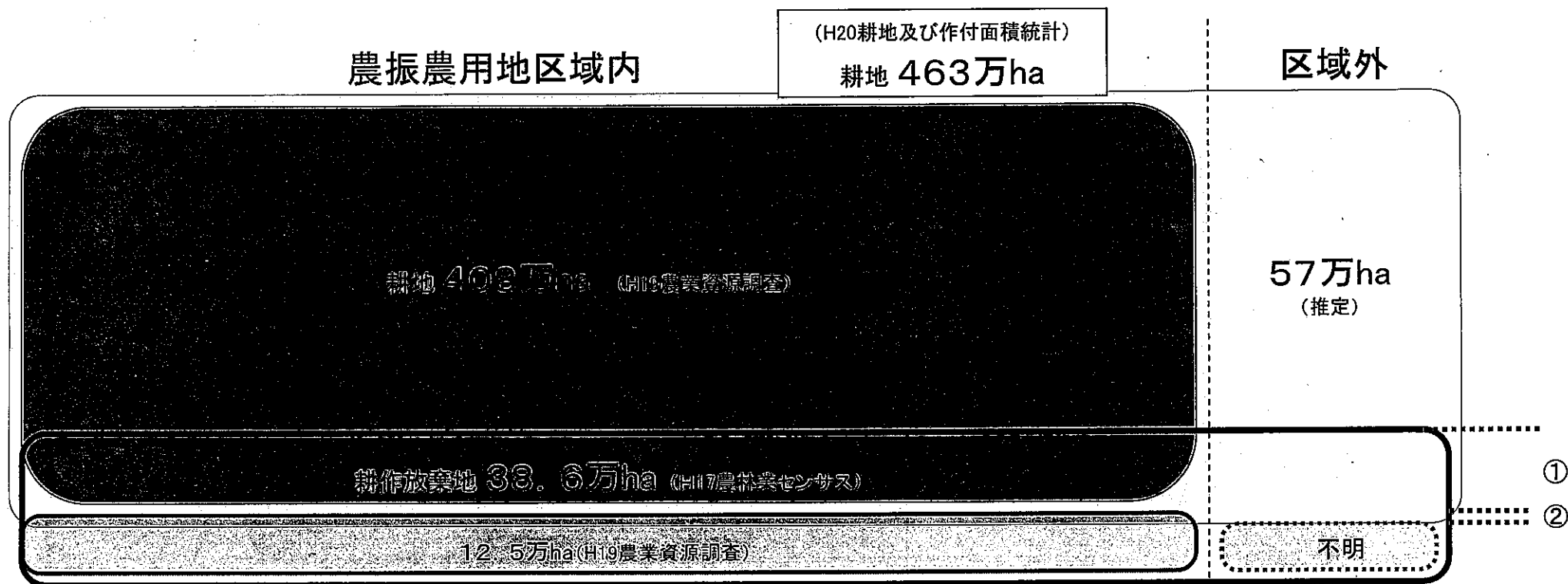
## 全体の動き



平成20年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村 農業委員会		全体調査票とりまとめ 報告(11月末日)				
		※農業委員会総会での 非農地決定を順次実施				
			解消分類を都道府県へ報告(1月15日)			
都道府県			耕作放棄地面積を農 政局等へ報告(12月 15日)		解消分類を農政局等へ 報告(1月31日)	
農政局等			耕作放棄地面積を本 省へ報告 (12月19日)		解消分類を本省へ報告 (2月4日)	
本省			集計・分析 (第1次)	集計・分析 (第2次)	集計・分析 (第3次)	集計・分析 (第4次)
					解消分類の集計 (第1次)	集計 (第2次)

# 耕作面積と耕作放棄地面積

「耕地及び作付面積統計」における耕地とは、農作物の栽培を目的とする土地をいい、けい畔を含む。



①「耕地及び作付面積統計」で不作付地のうち、農家等が今後も耕作する考えのない土地。

②「農業資源調査」で耕作放棄地(多少手を加えれば耕地になる可能性があるもの)のうち、「耕地及び作付面積統計」の不作付地と重複している可能性のあるもの。

「農林業センサス」における「耕作放棄地」とは、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地(現況が耕地でも、耕作する考えのないものは耕作放棄地に分類)。

なお、「農林業センサス」は、農家等の調査客体が調査票に自ら記帳(自計申告)する方法で実施。

一方、「農業資源調査」は、農振農用地区域内の耕作放棄地等を農業委員会が農地パトロールにより把握し、その結果を市町村からの報告により把握している(農地パトロールが不十分の市町村が存在するため、過小の可能性はある)。